

引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。）又は市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【令和6年度当初予算】

地方消費税交付金 211,976千円のうち社会保障財源化分 117,943千円

(単位：千円)

予算上の項目		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉費	障害者福祉費	373,556	269,352		14	90,000	14,190
保健衛生費	健康増進事業費	32,746	1,063		15	27,943	3,725
合 計		406,302	270,415	0	29	117,943	17,915

入湯税は、地方税法第701条により鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることを目的とした地方税で、以下の使途に充てられます。

入湯税 2,431千円

予算書上の項目		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	地方債	その他	入湯税	その他
商工費	観光費	150,813		60,400	44,738	2,231	43,444
消防費	消防施設費	36,982	8,229	27,700	0	200	853
合 計		187,795	8,229	88,100	44,738	2,431	44,297